

⑫不幸があったときに

職員が亡くなられたときに

種別	給付条件	給付額	請求手続	備考																		
埋葬料 [担当] 職員共済組合 保健医療係	組合員が死亡したとき。 又は、資格喪失後、3か月以内に死亡したとき。	50,000円 ◎ 被扶養者以外が埋葬した時は、上記の範囲内で実費。	「埋葬料・同附加金、家族埋葬料・同附加金請求書」と埋葬許可証又は火葬許可証の写しを職員共済組合へ提出。 (やむを得ない場合には、死亡の事実を証明する書類を添付) ※ 被扶養者以外が埋葬した場合は埋葬に要した費用の額に関する証拠書類も必要。	※ 業務上あるいは通勤途上での事故による死亡の場合は支給対象になりません。																		
埋葬料附加金 [担当] 職員共済組合 保健医療係	組合員が死亡したとき。	50,000円 ◎ 被扶養者以外が埋葬した時は、実費が5万円を超える場合に、5万円を超えた部分を、上記の範囲内で支給。																				
弔慰金 [担当] 職員共済組合 保健医療係	組合員が非常災害で死亡したとき。	標準報酬月額額の1ヶ月分	「弔慰金・家族弔慰金請求書」に、市区町村等の証明を受けて、職員共済組合へ提出。 (やむを得ない場合には、非常災害で死亡されたことが記載してある「死亡届記載事項証明書(死体検案書付)」及び「り災証明書」を添付。)																			
香げ料 [担当] 互助会 福利係	会員が死亡したとき。	100,000円	香げ料給付発生通知書(本人死亡)及び戸籍謄本(写)等を互助会へ提出。 請求期限は給付事由の発生した日から2年以内。																			
せん別金 [担当] 互助会 福利係	会員期間10年以上の会員が死亡したとき。	<会員> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30年</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <非常勤会員> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>21,000円</td> </tr> </tbody> </table>	期間	給付額	30年	60,000円	20年	45,000円	15年	33,000円	10年	27,000円	期間	給付額	20年	40,000円	15年	29,000円	10年	21,000円	せん別金給付発生通知書(本人死亡)を互助会へ提出。 請求期限は給付事由の発生した日から2年以内。	
期間	給付額																					
30年	60,000円																					
20年	45,000円																					
15年	33,000円																					
10年	27,000円																					
期間	給付額																					
20年	40,000円																					
15年	29,000円																					
10年	21,000円																					
埋葬料(費) [担当] 福利課保健係 (協会けんぽ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が死亡したとき。 又は、資格喪失後、3か月以内に死亡したとき。 ● 傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受けている方が死亡したとき。 又は、継続給付を受けなくなってから3か月以内に死亡したとき。 	50,000円 ◎ 家族以外が埋葬した時は、上記の範囲内で実費。	「埋葬料(費)支給申請書」に埋葬許可証・火葬許可証の写し等、死亡の事実を証明する書類を添付して、人事給与担当課(市長事務部局は福利課)へ提出。 ※ 家族以外が埋葬した場合は、埋葬に要した費用の額に関する証拠書類も必要。	※ 業務上あるいは通勤途上の事故による死亡の場合は支給対象になりません。																		

職員が亡くなられたときに

種別	給付条件	給付額	請求手続	備考
遺族厚生年金 [担当] 職員共済組合 年金係	次のいずれかに該当するとき、その遺族に支給。 ① 組合員が、死亡したとき ② 組合員であった者が、退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき ③ 障害等級が1級若しくは2級の障害厚生年金等受給権者が、死亡したとき ④ 老齢厚生年金等受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が、死亡したとき なお、遺族厚生年金を受けることができる者が子のある配偶者又は子の場合には、原則として国民年金から遺族基礎年金を支給。 ※ 遺族とは組合員又は組合員であった者の配偶者及び子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の者が障害等級が1級又は2級の20歳未満の未婚の者に限る。）、父母、孫（子の条件と同じ場合に限る。）、祖父母で、組合員又は組合員であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者（夫、父母、祖父母については、55歳以上の者に限る。）。	給付の算定は、組合員個々により異なるため、省略。	「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」に、次の書類を添付し、職員共済組合へ提出。 <添付書類> 1. 死亡届の記載事項証明書又は死亡診断書 2. 戸籍謄本 3. その他、職員共済組合が指示した書類 ※ 退職後の死亡については、添付書類・請求手続が異なりますので、詳しくは職員共済組合へお問い合わせください。	
公務遺族年金 [担当] 職員共済組合 年金係	組合員または組合員であった方が、公務により死亡した場合等に、その遺族に支給。	給付の算定は、組合員個々により異なるため、省略。	「公務遺族年金決定請求書」に、次の書類を添付し、職員共済組合へ提出。 <添付書類> 1. 死亡届の記載事項証明書又は死亡診断書 2. 戸籍謄本 3. その他、職員共済組合が指示した書類 ※ 退職後の死亡については、添付書類・請求手続が異なりますので、詳しくは職員共済組合へお問い合わせください。	

家族が亡くなられたときに

種別	給付条件	給付額	請求手続	備考
家族埋葬料 [担当] 職員共済組合 保健医療係	被扶養者が死亡したとき。	50,000 円	「埋葬料・同附加金、家族埋葬料・同附加金請求書」に埋葬許可証又は火葬許可証の写しを職員共済組合へ提出。 (やむを得ない場合には、死亡の事実を証明する書類を添付。)	
家族埋葬料 附加金 [担当] 職員共済組合 保健医療係	被扶養者が死亡したとき。	50,000 円		
家族弔慰金 [担当] 職員共済組合 保健医療係	被扶養者が災害で死亡したとき。	標準報酬月額×0.7	「弔慰金・家族弔慰金請求書」に市区町村等の証明を受けて、職員共済組合へ提出。 (やむを得ない場合には、非常災害で死亡されたことが記載してある「死亡届記載事項証明書(死体検案書付)」及び「り災証明書」を添付。)	
家族香げ料 [担当] 互助会 福利係	会員の家族(配偶者、父母、子)が死亡したとき。	30,000 円	給付発生通知書を互助会へ提出。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 請求期限は給付事由の発生した日から2年以内。 </div>	義父母は対象外。 子は職員の被扶養者に限る。
家族埋葬料 [担当] 福利課保健係 (協会けんぽ)	被扶養者が死亡したとき。	50,000 円	「埋葬料(費)支給申請書」に埋葬許可証・火葬許可証の写し等、死亡の事実を証明する書類を添付して、人事給与担当課(市長事務部局は福利課)へ提出。	